

所管部課	教育部 青少年課		部長	小俣 学		
件名	令和4年度東大和市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱			区分	1 審議事項	
	外1件について					○
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>国及び都が定める保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱に基づき、放課後児童支援員等の令和4年2月からの収入を3%程度引き上げるための措置を行う施設に対して、実施に必要な経費の一部を令和3年度に引き続き、令和4年度においても補助することにより、放課後児童支援員等の処遇を改善するため、単年度要綱を制定及び一部改正するものである。</p> <p>(1) 単年度要綱</p> <p>①制定する要綱 令和4年度東大和市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱</p> <p>②一部改正する要綱 令和4年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱 ※放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を追加するため改正するものである。</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 放課後児童支援員等の処遇改善により、職員の離職防止を図り安定的な施設の運営を維持することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年6月 1日 令和4年第2回東大和市議会定例会の一般会計補正予算(第2号)で議決済み</p> <p>令和4年6月24日 令和4年第6回東大和市教育委員会定例会で報告済み</p>						
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定及び改正の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。